

第24回豊川の明日を考える流域委員会 議事概要

豊川の明日を考える流域委員会事務局

日時：平成14年11月12日（火）午後3時～5時20分

場所：豊橋市職員会館 5階会議室

1. 現在までの経過と今後の流域委員会の役割等について、配布した資料に基づき事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

委員の任期は、今年12月までであるが、新しい流域委員会設置要領は、いつから実行されるのか。

- ・設置要領は、これまでの流域委員会における各委員からのご意見等も踏まえて、資料-2のとおり、本年の5月20日から改定されたものである。

流域委員会が再評価の役割を持つというのは、新しい流域委員会設置要領のどの部分に書かれていると理解すればよいか。

- ・「モニタリング等」の「等」に書かれていると理解して頂きたい。事業評価監視委員会は、通常、大きな社会状況等の変化や、大きな洪水があって治水計画を見直す必要が生じたなどの場合以外は、5年に1回、再評価するということになっている。

委員の任期は、いつからいつまでか。

- ・第2期の任期は、途中で委員になられた方を除いて、平成12年12月8日から平成14年12月7日までである。

2. 河川整備計画に基づく河川整備の実施状況について、配付した資料及びそのパワーポイントに基づき事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

NPOやNGOとの連携による活動の報告が欲しかった。

- ・NPOやNGOとの連携については、「川と海のクリーン大作戦」に多くの方に参加して頂いている。また、来年2月に開催を予定している三河湾環境改善シンポジウムでは、三河湾沿岸に生活する全ての方と行政が一緒になって取り組む、いわゆる協働作業の仕組みをつくることを目指すとともに、NPO等の方々にも参加して頂き、発展的に進めていきたい。

新河川法で住民参加が謳われたが、実際には簡単な話ではなく、昨年の整備計画原案の地区別意見交換会においても、参加者が少なく、住民の意識向上が長期的な目標の一つになる。役所主体ではなく、自発的なNPO、NGOを育てていくことが重要な課題の一つである。

豊川と矢作川の水質汚濁対策連絡協議会の統合により、矢作川沿岸水質保全対策協議会と組織を一元化したいということか。

- ・水質汚濁対策連絡協議会の統合は、三河湾浄化及び流域圏一体化を進めるため、豊川水系水質汚濁対策連絡協議会と矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会のそれぞれの組織を統合し、一本化したということである。矢作川沿岸水質保全対策協議会とは、今後、連携して進めていきたい。

東海地震の地震防災対策強化地域に指定されたが、豊川の堤防強化をするのか。

- ・平成7年1月の阪神・淡路大震災後に河川堤防耐震点検マニュアルが作成され、これに基づき、豊川の堤防も耐震点検が行われている。豊川では、堤防強化の対策済み箇所もあるし、河口部で早期に対策が必要な箇所については、整備計画の中で掲示している。

ハザードマップでは、雨量の規模の違いなど色々なケースをつくられるのか。

- ・ご説明した浸水想定区域図は、計画規模相当の洪水を想定した場合の氾濫区域を示したものである。なお、霞堤対策では、関係自治体が、きめの細かいハザードマップをつくることになっているので、今後、流量規模別の浸水想定区域図を作成していきたい。

日中・夜間・休日にも河川巡視を強化しているにもかかわらず、不法投棄は増えている。捨てやすい場所があると思う。住民の人々と協働して管理をしていくことが重要と思う。

- ・豊川には、樹木が繁茂し、人目に付きにくいところがあり、そこへ、車が入ることができる、捨てられる傾向にあると思われる。また、人目に付きにくい場所以外でも、捨てられやすい場所もあると思われるので、そのような場所をきれいにするとか、目が届くというようなシステムづくりが必要だと思う。

豊川流況総合改善事業の今年の濁水における効果は、281日のうち45日間ということだが、これが今のギリギリの効果ということか。今年は、あと2ヶ月程度あるが、その改善効果の日数は増えるのか。

- ・ルールに基づいて行った場合、今年の濁水では、45日間しか改善できないということである。また、今後、改善日数が増えるかどうかというのは、雨次第である。設楽ダムがない現状では、寒狭川頭首工と導水路があっても、豊

川本川から宇連川に水を送る実力が不十分であり、45日間しか流せなかった。豊川流況総合改善事業の効果を発揮させるためには、上流部に導水施設を活用できる貯水池が必要である。

湧水資料の貯水量図は見にくいので、年間の平均貯水量等を付け加えるなど、見やすいように工夫していただきたい。

・貯水量図など、資料づくりについては、工夫していきたい。

油事故の対応についての説明があったが、早期に対策を実施するとともに、油事故の原因調査結果等の情報公開をして頂きたい。また、本日の説明内容などは、イベント等を通じ、市民への情報伝達が行われていることは知っているが、もっと広く市民に情報伝達できる方法について考えて頂きたい。その一つの方法として、インターネット、市町村の広報などを利用すれば良いのではないか。

・油事故の発生については公表しているし、その発生原因もわかれば公表しているが、誰が捨てたかなどは、わからないことが多い。市民への情報提供については、今回の会議結果や資料等もホームページで公開していくが、さらに、広く市民に知らせる方法について、検討してまいりたい。

油事故を減らすためにも、啓発的な活動もお願いしたい。

森林の問題については、平成12年の東海豪雨後に、矢作ダムへの流木の流入の現場を見て、設楽ダムが例えばできた場合にも、豪雨で上流域の森林が崩壊して流出する懸念はないか心配している。森林の保全にあたっては、抜本的に、政策的に考えなければ、解決ができない状況にあると思う。その解決のために、あらゆる場で議論し、関係するセクションで総合的に考えて頂きたい。特に、山林持ちの方々は、相続税の問題もあるが、相続放棄する方が多く、森林管理がされていない。そのような方々が、ご自身で管理する方策を考えていく必要があると考えているので、この点について、今後、議論したい。

・森林の問題は難しいところがあり、森林の議論を進めるにあたっては、色々な人から話を聞きながら進めていきたい。流域圏一体化への取り組みについて、下打ち合わせを行っており、その場に、NPOの方々にも入っていただいて、検討を進めている。なお、「川と海のクリーン大作戦」では、NPOの方々が一番活躍していただいた。NPOの方々、動きやすい仕組みを一緒に考えていきたい。

委員長が欠席された委員の意見を紹介した。意見の内容は、次のとおり。

1) 森林、閉鎖性海域の環境問題等について、個別の研究を進めていただいたが、広範囲な課題の原因を、より明確にするため地元大学の連携等による継続的な研究体制が必要である。

- 2) 流域圏一体化のための意識が醸成されてきた。水資源から考えた流域圏の範囲としては、県境を超えて湖西市も入っており、こうした地域へも積極的な情報提供、会議の参加機会を確保すべきであろう。
 - 3) 大野頭首工下流の維持水の確保が、導水路によってなされるという状況は、豊川流域住民の方にはあまり理解されていない。こうした状況説明が、河川整備計画立案時に限られたものとならず、今後とも継続されることが重要である。国土交通省のみならず、河川行政に関する自治体も、こうした機会を積極的に設けられるよう期待する。また、流域委員会が、こうした機会を継続的に設けることが重要であろう。
 - 4) 設楽ダムについては、より十分な地域対応を取るために、調査事務所から工事事務所に、早期に進むよう期待する。
 - 5) 委員の任期、地方整備局長の委嘱、モニタリング等の新たな審議内容を考えると、設置要領の実施日は、12月の新委員委嘱日が望ましいと考える。
 - 6) 「豊川の明日を考える流域委員会」の役割が、今後、河川整備計画のモニタリング等への意見具申へと、審議の内容が大きく変わりつつある。そのためには、上流・中流・下流から、それぞれ地域の実情に精通した有識者が、事業に対する評価・監視の意見具申ができるよう、「関係住民の意見を代表する者」を新たに公募して加えるなどの、委員選定の英断を期待する。
- 盛りだくさんの内容があったが、この一年間、一生懸命、多面的にやって頂いたと思う。

3. 今後の流域委員会の運営にあたり、事務局より、「設置要領へ新たに「河川整備計画のモニタリング等について意見を述べること」という目的を加え、流域委員会を継続することや、23回に及ぶ審議等をして頂き、地域の実情に精通した現委員の皆様方に、引き続きご指導を頂きたいこと」、また「後日、事務局より、各委員へ再委嘱のお願いすること」を申し上げた。

審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

流域委員会委員として、設楽町長と豊橋市長はどのような立場で出ているのか。

- ・ 地方行政実務の経験者である学識経験者として、出席して頂いていると考えている。

新たな委員の追加は、どう考えているのか。

- ・ 流域委員会より、再評価にあたり委員の分野に不足があるとの意見が強いようであれば、設置要領第5条第3項「委員会は、必要と認める場合は専門家等から意見の聴取及び資料の提供を受けること等ができるよう必要な措置を

行うことを地整局長に対して、要請することができる。」に基づき、専門家等のご意見を踏まえ、流域委員会として、再評価に対するご意見を頂くこともできると考えている。なお、委員の追加については、検討させていただきたい。

必要に応じて、新しい分野に関しては、専門家の意見を聞いていくことができるという形で対応することとした。

以上